

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

株式会社 Octalab

1. 目的

株式会社 Octalab（以下「当会社」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、公的研究費等の執行に係る不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を以下のとおり定める。

2. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分

不正な取引に関与した業者は、1 か月以上 12 か月以内の取引停止処分とする。

ただし、即時の取引停止により当会社の研究活動又は業務活動に著しい影響が生じる場合には、一定期間を経た後に取引停止処分とすることができる。

3. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、最高管理責任者が、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び管理担当部門による状況調査の結果を踏まえ、合理的に判断して決定する。

2 最高管理責任者は、必要に応じて、弁護士、公認会計士その他外部専門家の意見を求めることができる。

4. 不正防止対策に関する方針

当会社は、不正な取引を未然に防止するため、次の取組を行う。

- 一 公的研究費等の使用ルール及び不正使用に伴う責任について、職員等に周知すること。
- 二 公的研究費等に係る取引を行う業者に対し、必要に応じて、当会社の不正防止対策及び本方針を周知すること。
- 三 公的研究費等に係る取引を行う業者に対し、必要に応じて、取引業者用誓約書の提出を求めること。
- 四 架空発注、預け金、品名替え、納品物品の持ち帰り、納品物品の反復使用その他不正な取引又はその疑いが認められる場合には、速やかに事実確認を行うこと。

五 不正な取引又はその疑いが認められる場合には、当該業者との取引の継続可否について慎重に判断すること。

5. 取引停止期間の考慮事項

取引停止期間を決定するにあたっては、次の事項を考慮する。

- 一 不正な取引の内容、態様及び悪質性
- 二 不正な取引に関与した期間及び回数
- 三 不正な取引に係る金額
- 四 当会社の職員等への働きかけ又は共謀の有無
- 五 調査への協力状況
- 六 再発防止策の有無及び内容
- 七 その他最高管理責任者が必要と認める事項

6. 補則

この方針に定めるもののほか、不正な取引に関与した業者への対応について必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附則

本方針は、令和8年6月1日から施行する。